

令和3年
6月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



梅雨の晴れ間に咲く紫陽花

令和3年6月の税務と提出期限

- ① 6月10日・・・令和3年5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 6月30日・・・令和3年4月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 6月中で都道府県・市町村の条例で定める日・・・個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）
- ④ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナ禍により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、「申請書」を提出し期限の延長が認められます。

今月の気になった記事

- ①**緊急事態宣言で失業者5万人の増加**・・・経済研究所の首席エコノミストは、この緊急事態宣言の延長で個人消費が5545億円、下押しされると試算。延長前の分と合わせると1.1兆円程度に拡大すると予測している。これにより、3ヶ月後の失業者の増加規模は、計5.2万人に達すると試算している。
- ②**青色申告特別控除の要件**・・・電子申告を行うと65万円の控除額ですが、電子申告をしない場合は55万。電子申告すべき事項は、①貸借対照表及び損益計算書、②不動産所得の金額、事業所得の金額または山林所得の金額の計算に関する明細書、③純損失の金額に関する明細書等。忘れず添付しよう。
- ③**有名人の離婚と相続税対策**・・・14兆の財産がある有名人。配偶者の財産分与額が、半分なら7兆円となる過大でなければ、この離婚の財産分与は所得税は非課税となる。

IT 導入補助金 2021 年を検討してみませんか

1. 概要

この事業は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資する IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業費等の経費の一部を補助等することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とする。（通常枠：A・B 類型）

また、新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けて、労働生産性の向上とともに感染リスクに繋がる業務上での対人接触の機会を低減するような業務の非対面化に取り組む中小企業・小規模事業者等の積極的な IT 導入を優先的に支援する。

（特別枠：C・D 類型）

通常枠 A/B 型の概要

<p>ポイント1 費用の 1/2 最大 450 万円を補助 費用の 1/2 最大 450 万円を補助</p>  <p>通常 900万円分 IT導入補助金適用後 最大450万円 (注1) ご負担額 450万円</p>	<p>ポイント2 様々な組織形態に対応</p> 
<p>ポイント3 自社の課題にあった IT ツールが導入できる</p>  <p>調達・供給・在庫・物流 総務・人事・給与・労務 顧客対応 販売支援</p>	<p>ポイント4 「IT 導入支援事業者」が申請・手続きをサポート</p> 

2. 交付申請期間 2021 年 4 月 7 日（水）～2021 年 7 月 30 日（金）2 次分、今後 3 次分（10 月予定）

3. 対象 IT ツールは、会計・財務、人事給与、債権債務・在庫管理など、幅広いソフトウェア、機能拡張などのオプション製品、導入支援やサポート費用などといった導入に必要な費用が対象となる。

税務署窓口における押印の取扱いについて

1 国税に関する法令に基づき税務署長等に提出される申告書等（税務関係書類）については、これまで提出者等の押印をしなければならないこととされてきましたが、令和3年度税制改正により、令和3年4月1日以降、次に掲げるものを除いて、押印を要しないこととされました。

- (1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- (2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

2 代理の方が納税証明書の交付請求等をされる際に提出をお願いしている本人（委任者）からの委任状等についても、押印は必要ありません。

ただし、実印の押印及び印鑑登録証明書等の添付などにより委任の事実を確認している特定個人情報の開示請求や閲覧申請手続については、引き続き、委任状への押印等が必要となりますので、御留意ください。

3 令和3年4月1日以降の手続に際しては、以下の点に御留意いただきますようお願い申し上げます。

(1) 国税庁ホームページに掲載している申告書等の様式については、順次、押印欄の無い様式に更新していきます。押印欄のある様式についても、引き続き印刷して御使用いただけますが、この場合も、上記1、2で引き続き押印を求めることとされている手続を除き、押印欄への押印は不要です（以下(2)(3)においても同じ）。

(2) 税務署窓口にて備置き又は配布している様式については、当面の間、既に刷成済みの押印欄のある様式も使用しておりますので、御了承ください。

(3) ホームページ掲載様式や税務署で配布する様式が押印欄の無いものに更新された後であっても、過去に入手又は印刷した押印欄のある様式を使用していただくことは差し支えありません。

(4) 押印が不要である税務書類について、任意で押印していただいても差し支えありませんが、押印の有無によって効力に影響が生じるものではありません。

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1. コロナバブルの到来、PCR検査会社が急増中

東京商工リサーチがまとめたところ、遺伝子検査関連企業の数が増加している。2020年3月 80社、2020年9月 101社、2021年3月 138社と増加。

2. 原発周辺の避難指示区域は、今年も相続税評価額ゼロ

東日本大震災で被災した原子力発電所の周辺の避難指示区域の土地の相続税評価額について、2021年に相続等で所得した土地もこれまで通りに相続税評価額はゼロになることを国税庁は新たな通達案で4月20日に公表した。本来は、時価評価が原則だが、使用制限で地価を適切に評価することが困難なため。

3. 今年の税理士試験は、8/17～8/19

国税庁は、5/6 ホームページに、当日試験会場で37.5度以上の発熱が認められた場合には受験を認めないとする方針。受験できなくても、「追試験や受験手数料の返還等特別措置は予定していない」とのこと。